

部活動規定・指導方針の改定について

部活動が生徒たちの充実した学校生活を生み出し、人格形成に大きな役割を担っていることは言うまでもありません。さらに、成長期にある生徒が、部活動での障害や事故を防止するとともに、多様なものに目を向け、学習にも集中して取り組めるようにするなど、バランスのとれた生活を送ることができるようにすることは大切なことです。また、学校部活動が勝利至上主義による過度の活動とならないようにすることや、我々職員も休養をとって心身ともに余裕をもって生徒と接することができるようにすることは、子どもたちのために大切なことと考えます。

改定は、現在、実際に活動している約束を示したものが中心ですが、3. 部活動の具体的方途の(6)改廃(統合・休部・廃部)については、市の基本方針にならない新しく約束を設けました。

H30.12. 3 校長 鈴木英已

旧	新
1. 部活動の基本的構え (1) 学校教育活動の一環として豊かな人間性や集団の向上など、生徒の「生きる力」を育む。 (2) 自己の判断で参加し活動することにより、自己を高める態度と自主性・自立的な心を養う。学級や学年を超えて行われる集団活動を通して、互いの思いやりの心や好ましい人間関係・連帯感などの社会性を養う。 (3) 競技力向上を目指すことによって、生徒の個性の伸長を図る。 (4) 生徒の運動に親しむ資質や能力を育成し、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎をつくる。	1. 部活動の基本的構え <u>生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として部活動を位置付け、スポーツ・文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の滋養等に資することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。</u> ※市教育委員会が示す基本方針にならない、簡潔に示した。
3. 部活動の具体的方途 ①運営について (1) 部活動とクラブ活動の併用、運営について (2) 部活動の運営について ・平日の朝の活動は、7：30～8：00までとし、自主練習とする。ただし月曜日は学級での活動や、土日の部活動での活動を考慮してなしとする。 ・放課後の活動は、月曜日から金曜日の最終下校時刻の15分前までとする。必ず顧問がつき、指導にあたる。つけない場合はなしとするか、目の届く範囲の他の部顧問に依頼する。 ・休日の活動は、部活動担当から出された別紙割り当て表に従って作成された活動計画に沿って行う。必ず顧問がつき、活動を行う。その際、生徒の家庭や地域における活動を保証するよう、土曜日・日曜日のいずれかは休養日とする。また、第3日曜日「家庭の日」は、原則として休養日とする。	3. 部活動の具体的方途 (1) 運営について ① 部活動と保護者クラブ活動（以下クラブ活動）の併用、運営について ② 部活動の運営について ・平日朝の活動は、7：30～8：00までとし、自主練習とする。ただし月曜日や<u>連休の翌日</u>は、休日の活動を考慮して、原則休養日とする。 ・放課後の活動は、最終下校時刻の15分前までとし、必ず顧問がつき指導にあたる。つけない場合はなしとするか、目の届く範囲の他の部顧問に依頼する。<u>活動時間は、原則2時間までとする。</u> ・休日の活動は、部活動担当から出された<u>割り当てに従って作成された各部の活動計画に沿って、必ず顧問がついて活動を行う。</u>その際、生徒の家庭や地域における活動を保証するよう、土曜日・日曜日のいずれかは休養日とする。第3日曜日「家庭の日」は、原則として休養日とする。 <u>但し、大会やコンクール前で全員がそろって練習をしたい時に両日部活動として活動をする場合などは、他の土日に休みをとり、月全体の活動時間数が多くならないようにする。</u> ※数字の標記順番の訂正と、現在、実際に行っている規定を記した。

(3) クラブ活動の運営について ・クラブ活動は保護者会長の責任のもと、中央中学校の部活動の意義を踏まえて、事前に保護者会長名で活動計画書を提出し顧問や校長の承認を得て行う。 ・クラブ活動での指導者は、保護者会役員と部顧問が中心に相談の上行い、保護者会において承認を取り、校長の委任を受けた者とする。	③ クラブ活動の運営について ・クラブ活動は保護者会長の責任のもと<u>実施される学校管理下外の活動である。参加は任意で、スポーツ保険に加入して活動することとする。</u> ・クラブ活動での指導者は、保護者会役員と部顧問が中心に相談の上行い、保護者会において承認を取り、校長の委任を受けた者とする。また、部活とクラブを合わせて、月に2日以上以上の休養日がとれるように月計画を立てています。 ※クラブ活動の立場を示した。
(4) 活動を行わない日 ・その他、必要に応じて活動を中止する場合もある。 ※ただし上の条件でも公式大会1週間前ならば特別練習・延長練習を行っても良い。特別練習、延長練習を行う場合は校長に許可を得る。許可が出たら教務主任に報告する。	④ 月曜日・連休明け以外に部活動を行わない日 ・その他、必要に応じて活動を中止する日 ※<u>ただし上の期間でも、公式大会前など特別な事情がある場合、校長に許可を得て、特別練習・延長練習を行ってもよい。</u> ※現在行っている規定を示した。
新設	(6) 改廃（統合・休部・廃部）について <u>現在設置されている部活動で以下のいずれかが生じた場合、改廃対象とし、校内検討委員会を立ち上げて協議し、決定する。</u> ☐ 3学年の合計人数が、公式戦・コンクール等に出場するために必要な人数を満たさない場合 ☐ 合同チームでの参加が3年続いた場合 ☐ 部活動保護者会から改廃検討を依頼された場合 <u>なお、新しく設置しようとする場合は、要件として、競技種目として成立する人数が確保されていること、活動場所や運営に必要な用具の準備が整っていること、部活動顧問が確保されること、部活動保護者会が組織されることがあげられる。予め校長と相談をしながら検討をしていくこととします。</u> ※各務原市教委の基本方針にならって明記した。
⑥ その他・約束 (5) 対外試合・大会について ・<u>学校外の活動については各保護者の責任において行う。</u>	(7) その他・約束 下線部削除 ※部活動で実施する場合には当てはまらないので削除した。